

議案第 26 号

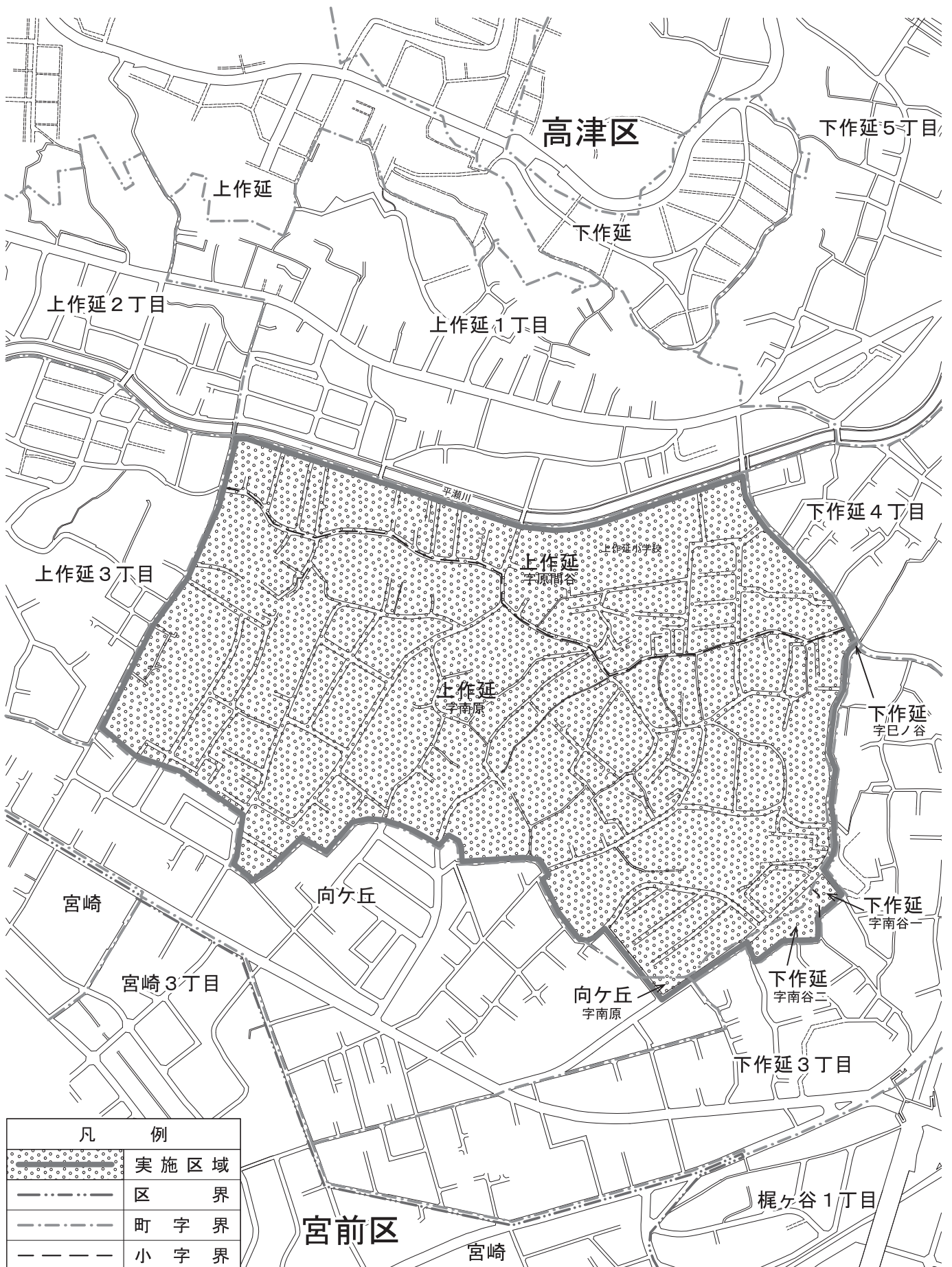
高津区における住居表示の実施区域及び方法について

住居表示に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、住居表示を実施する市街地の区域を別図のとおり定め、当該区域における住居表示の方法は街区方式によるものとする。

令和 5 年 2 月 13 日提出

川崎市長 福田 紀彦

別図 (住居表示の実施区域図)



凡 例	
	実施区域
	区 界
	町 字 界
	小 字 界

縮尺 1/6,000

参考資料

提 案 要 旨

高津区上作延地区において、住居表示を実施したいので提出する。